

○総務省令第五十二号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行に伴い、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年五月二十四日

総務大臣 松本 剛明

総務省組織規則の一部を改正する省令

総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(デジタル基盤推進室及びマイナンバー制度支援室並びに企画官及び本人確認情報保護専門官)</p> <p>第二十二条 住民制度課に、デジタル基盤推進室及びマイナンバー制度支援室並びに企画官及び本人確認情報保護専門官それぞれ一人を置く。</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>4 マイナンバー制度支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 地方公共団体の情報システムにおける番号利用法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に係るものに関すること。</p> <p>〔5～7 略〕</p>	<p>(デジタル基盤推進室及びマイナンバー制度支援室並びに企画官及び本人確認情報保護専門官)</p> <p>第二十二条 〔同上〕</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>4 〔同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 地方公共団体の情報システムにおける番号利用法第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に係るものに関すること。</p> <p>〔5～7 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

## 附 則

この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年五月二十七日）から施行する。